



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

- *57 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)..... 1
*58 美容師法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 2
*59 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 3
*60 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課)..... 3
*61 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 4

○ 告示

- 559 一般競争入札による落札者の決定 (情報基盤課)..... 4
560 特定病院の認定 (こころの健康推進課)..... 5
561 一般競争入札による落札者の決定 (医務課)..... 5
562 方地区土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 6
563 県営土地改良事業計画の決定 (")..... 7
564 県営土地改良事業計画の変更 (")..... 7
565 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 8
566 随意契約の相手方の決定 (教育委員会)..... 8

○ 公安委員会告示

- 48 遊泳区域の指定 9

○ 選挙管理委員会告示

- 77 政治団体の届出事項の異動の届出 9
78 政治団体の解散の届出 10
79 政治団体の設立の届出 11
80 資金管理団体の届出 11
81 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体 11
*82 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正 12

○ 正誤

- 令和7年3月25日付け和歌山県報号外公布された条例のあらまし中 14
令和7年3月25日付け和歌山県報号外和歌山県条例第30号中 14
令和7年3月31日付け和歌山県報号外和歌山県規則第23号中 14
令和7年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県人事委員会規則第7号中 14
令和7年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県人事委員会規則第23号中 14
令和7年3月31日付け和歌山県報号外（6）和歌山県規則第28号中 14
令和7年3月31日付け和歌山県報号外（7）和歌山県規則第35号中 15

規 則

和歌山県規則第57号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
クリーニング業法施行細則（昭和25年和歌山県規則第68号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（クリーニング所における表示事項） 第 1 条の 2 クリーニング所の営業者は、当該クリーニング所の見やすい場所に前条第 3 項のクリーニング所開設届出済証を掲示しておかなければならない。 （指定洗濯物の消毒の方法） 第 3 条 クリーニング業法施行条例（平成14年条例第68号）第11号イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 塩素系薬剤消毒（次に掲げる方法をいう。） ア <u>さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が250ピーピーエム以上の水溶液中に摂氏30度以上で5分間以上浸し、かつ、その後においてもなお当該水溶液の遊離塩素濃度が100ピーピーエムを下回らないようにする方法</u> イ <u>亜塩素酸水を使用し、その遊離塩素濃度が25ピーピーエム以上の水溶液中に摂氏20度以上（その遊離塩素濃度が50ピーピーエム以上の場合にあっては、摂氏10度以上）で10分間以上浸す方法</u> (4)～(7) 略	（クリーニング所における表示事項） 第 1 条の 2 クリーニング所の営業者は、当該クリーニング所の見やすい場所に<u>当該クリーニング所に従事するクリーニング師の免許証及び前条第 3 項のクリーニング所開設届出済証を掲示しておかなければならない。</u> （指定洗濯物の消毒の方法） 第 3 条 クリーニング業法施行条例（平成14年条例第68号）第11号イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 塩素系薬剤消毒（<u>遊離塩素濃度が250ピーピーエム以上の塩素系薬剤水溶液中に摂氏30度以上で5分間以上浸し、かつ、その後においてもなお当該水溶液の遊離塩素濃度が100ピーピーエムを下回らないようにするものをいう。</u>） (4)～(7) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第58号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

美容師法施行細則の一部を改正する規則
美容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（美容所における表示事項） 第 6 条 美容所の開設者は、美容所内の見やすい場所に<u>美容所開設届出済証</u>を掲げなければならない。	（美容所における表示事項） 第 6 条 美容所の開設者は、美容所内の見やすい場所に<u>美容所開設届出済証及び従事する美容師の免許証又は免許証明書を掲げなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第59号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（理容所における表示事項） 第 6 条 理容所の開設者は、理容所の見やすい場所に <u>理容所開設届出済証</u> を掲げなければならない。	（理容所における表示事項） 第 6 条 理容所の開設者は、理容所の見やすい場所に <u>理容所開設届出済証及び従事する理容師の免許証又は免許証明書</u> を掲げなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第60号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和26年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（家畜人工授精に関する講習会の講習期日等） 第 2 条 知事は、 <u>法第16条第 2 項の規定による家畜人工授精に関する講習会の講習期日、開催場所その他講習について必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u>	（家畜人工授精に関する講習会の講習期日等） 第 2 条 <u>法第16条第 2 項第 2 号の規定による家畜人工授精に関する講習会の講習期日、開催場所その他講習について必要な事項はそのつど告示する。</u>
	（修業試験の合格証明書の様式） 第 3 条 <u>家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「施行規則」という。）第25条第 1 項の規定による修業試験の合格証明書は、別記第 1 号様式による。</u>
	（家畜人工授精師の届出様式） 第 4 条 <u>法第23条の規定による届出は、別記第 3 号様式によらなければならない。</u>
	（雄の家畜の規格） 第 5 条 <u>法第27条第 1 項の規定による雄の規格は、別に定める。</u>
	（家畜人工授精所の開設者の届出様式） 第 6 条 <u>法第27条第 2 項の規定による届出は、別記第 4 号様式によらなければならない。</u>
	（免許証の書換交付及び再交付の申請） 第 7 条 <u>施行規則第29条の規定による免許証の書換交付及び再交付の申請は、別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式によらなければならない。</u>

	（家畜人工授精所の業務状況報告） <u>第 8 条 家畜人工授精所の開設者は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの業務状況を別記第 7 号様式により翌年 1 月 31 日までに知事に報告しなければならない。</u> （種付成績報告） <u>第 9 条 種畜の飼養者は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの種付成績を別記第 8 号様式により翌年 1 月 31 日までに知事に報告しなければならない。</u>
--	--

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第61号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（貸付対象等） 第 4 条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年 1 回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後<u>令和 8 年 3 月 31 日までに</u>県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。 2 略 第 5 条 略	（貸付対象等） 第 4 条 沿岸漁業改善資金の貸付対象、貸付限度額及び償還期間等は別表のとおりとし、償還金は毎年 1 回均等払いとする。ただし、東日本大震災（平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受け、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後<u>令和 7 年 3 月 31 日までに</u>県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。 2 略 第 5 条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第559号

令和7年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系ネットワークのシステム構成に関する調査設計業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度個人番号利用事務系及びLGWAN接続系ネットワークのシステム構成に関する調査設計業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和7年6月18日

4 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市一番町5番地

5 落札金額

45,414,600円（うち消費税及び地方消費税の額4,128,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年5月7日

和歌山県告示第560号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	令和7年7月1日～令和10年6月30日

和歌山県告示第561号

令和7年度及び令和8年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る調達の名称及び数量

令和7年度及び令和8年度和歌山県立こころの医療センター電力調達 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立こころの医療センター事務局総務課
有田郡有田川町庄31番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
コスモエネルギーソリューションズ株式会社
東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
- 5 落札金額
38,528,064円（うち消費税及び地方消費税の額3,502,551円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年5月7日

和歌山県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、方地区土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 退任した役員（令和7年3月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	戎映樹	海南市下津町大崎1446番地1
理事	向山好騎	海南市下津町方1653番地
理事	宮本俊則	海南市下津町方1085番地
理事	樋口幸大	海南市下津町方776番地
理事	大谷明照	海南市下津町方471番地5
理事	戎滋規	海南市下津町方759番地
理事	浅利則義	海南市下津町方44番地3
理事	戎晃平	海南市下津町方754番地
理事	向山拓志	海南市下津町大崎1433番地2
理事	波床彰文	海南市下津町方1471番地
理事	梶本真示	海南市下津町方867番地
理事	中西真一	海南市下津町上116番地
理事	森本昭代	海南市下津町方417番地
理事	北東美弥	海南市下津町方526番地3
監事	北東宏文	和歌山市西高松一丁目7番15号 レピア高松414号
監事	良田正人	海南市下津町方1157番地
- 2 就任した役員（令和7年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	向山拓志	海南市下津町大崎1433番地2
理事	戎滋規	海南市下津町方759番地
理事	戎晃平	海南市下津町方754番地
理事	波床彰文	海南市下津町方1471番地

理事	中西真一	海南市下津町上116番地
理事	大谷明弘	海南市下津町方1474番地
理事	榎本友紀	海南市下津町大崎1376番地
理事	西口公人	海南市下津町方341番地2
理事	上野光弘	海南市下津町大崎1466番地
理事	向山史浩	海南市下津町大崎1456番地
理事	宮本善史	海南市下津町方997番地
理事	梶本昌宏	海南市下津町方867番地
理事	森本昭代	海南市下津町方417番地
理事	北東美弥	海南市下津町方526番地3
監事	北東宏文	和歌山市西高松一丁目7番15号 レピア高松414号
監事	良田正人	海南市下津町方1157番地

和歌山県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業東谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年7月4日から同月24日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業猪ノ谷池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業猪ノ谷池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年7月4日から同月24日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第565号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	日高郡印南町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	印南町一本釣

和歌山県告示第566号

令和7年度県立学校等のネットワーク増強に係る機器賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和7年度県立学校等のネットワーク増強に係る機器賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

- 和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年5月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機フィナンシャルソリューションズ・オペテージコンソーシアム
（代表者）三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
（構成員）株式会社オペテージ
大阪府大阪市中央区城見二丁目1番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
172, 299, 600円（うち消費税及び地方消費税の額15, 663, 600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第48号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和7年7月4日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月12日から同年8月24日まで
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月19日から同年8月24日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
		主たる事務所の所在地	和歌山市山東中23-7	和歌山市和歌浦東2-4-62	令和 7. 5. 8

自由民主党和歌山県電気通信職域支部	太田年男	代表者	太田年男	楠浴孝幸	令和 7. 5. 8
		会計責任者	大畑喜代司	沼田正幸	令和 7. 5. 8
自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部	秋月史成	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来1338-9	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	令和 7. 5. 8
		会計責任者	秋月瞳	秋月桂代子	令和 7. 5. 8
自由民主党和歌山県柔道整復師支部	岸田昌章	会計責任者	竹中秋生	尾藤何時夢	令和 7. 5. 18
自由民主党田辺市支部	泉辰徳	会計責任者	泉真世	浅山誠一	令和 7. 5. 27

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
活気ある住みよい和歌山市をつくる会	琴浦龍彦	主たる事務所の所在地	和歌山市小松原通三丁目20 和歌山県教育会館1階	和歌山市舟津町二丁目10	令和 7. 4. 21
長坂政策研究会	長坂隆司	会計責任者	平山裕次郎	中山善造	令和 7. 4. 1
和歌山県鍼灸師連盟	中野正得	代表者	中野正得	前嶋拓也	令和 7. 5. 18
和歌山県柔道整復師連盟	岸田昌章	会計責任者	竹中秋生	尾藤何時夢	令和 7. 5. 18
和電商組政治連盟	島田弘昭	会計責任者	南川雅弘	宮田昌昭	令和 7. 5. 22
「和歌山から日本を再起動!!」実現の会	世耕弘成	代表者の公職の種類	衆議院議員 (現職)	参議院議員 (現職)	令和 6. 11. 15
世耕弘成後援会	世耕弘成	代表者の公職の種類	衆議院議員 (現職)	参議院議員 (現職)	令和 6. 11. 15
日本行政書士政治連盟和歌山県支部	太田光	代表者	太田光	笠野義二	令和 7. 5. 31
		会計責任者	原田敬司	及川成昭	令和 7. 5. 31
みやざき泉後援会	宮崎泉	主たる事務所の所在地	和歌山市福島29	和歌山市小松原通一丁目1-11 大岩ビル1F	令和 7. 6. 4

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
---------	--------	------------

田中かずひと後援会	田中和仁	令和 7. 4. 1
岸本周平北山村後援会	泉清久	令和 7. 5. 15

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	公職の種類 (第1号)	届 出 年月日
未来へつなぐ 会	末吉亜矢	橋本博文	和歌山市新八百屋丁11	参議院議員	令和 7. 5. 30

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みやざき泉後援 会那智勝浦支部	堀順一郎	瀧本雄之	東牟婁郡那智勝浦町大字狗子ノ川157番地 292	令和 7. 5. 1
まごころ県政を つなぐ会	宮崎泉	栗山隆博	和歌山市福島29	令和 7. 5. 12
みやざき泉北山 村後援会	泉清久	久保學	東牟婁郡北山村大沼148	令和 7. 5. 21

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

資金管理団体の届出をした者 (代 表 者) の 氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
宮崎泉	和歌山県知事	まごころ県政をつなぐ会	和歌山市福島29	令和 7. 5. 12

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年6月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となつたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	田辺市下屋敷町1-62 第三大光ビル1F	本間奈々	本間奈々

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

表中

和歌山市平井72番地の1	和歌山市平井ふれあいセンター	を
和歌山市平井72番地の1 和歌山市砂山南三丁目1番11号	和歌山市平井ふれあいセンター 和歌山市西コミュニティセンター	に、
橋本市原田81番地の5 橋本市吉原487番地の2 橋本市赤塚232番地の4 橋本市学文路359番地の5 橋本市小原田75番地の3 橋本市市脇一丁目58番地	橋本市原田文化センター 橋本市吉原防災センター 橋本市赤塚防災センター 橋本市学文路防災センター 橋本市小原田防災センター 橋本市市脇農村女性の家	を
橋本市原田81番地の5	橋本市原田文化センター	に、
橋本市高野口町大野773番地の1 橋本市高野口町嵯峨谷114番地の2	大野児童館 嵯峨谷林業センター	を
橋本市高野口町大野773番地の1	大野児童館	に、
橋本市高野口町伏原806番地の1 橋本市高野口町名古屋1125番地の2	橋本市伏原体育館 青空児童館	を
橋本市高野口町伏原806番地の1	橋本市伏原体育館	に、
紀の川市高野96番地	高野児童館	

紀の川市打田320番地4
 紀の川市中三谷419番地
 紀の川市南勢田39番地3
 紀の川市北志野92番地
 紀の川市嶋107番地1
 紀の川市上田井267番地
 紀の川市東野82番地3

打田児童館
 三谷児童館
 南勢田児童館
 北志野児童館
 嶋児童館
 上田井児童館
 東野児童館

を

紀の川市高野96番地
 紀の川市打田320番地4
 紀の川市中三谷419番地
 紀の川市南勢田39番地3
 紀の川市北志野92番地
 紀の川市嶋107番地1
 紀の川市上田井267番地
 紀の川市東野82番地3

高野地区集会所
 打田地区集会所
 三谷地区集会所
 南勢田地区集会所
 北志野地区集会所
 嶋地区集会所
 上田井地区集会所
 東野地区集会所

に、

紀の川市粉河1479番地
 紀の川市長田中531番地1
 紀の川市野上150番地

紀の川市粉河体育館
 紀の川市農村改善センター
 紀の川市農村婦人の家

を

紀の川市粉河1479番地

紀の川市粉河体育館

に、

紀の川市中鞆淵1041番地
 紀の川市粉河1729番地1
 紀の川市杉原25番地

紀の川市鞆淵出張所
 粉河児童館
 竜門児童館

を

紀の川市中鞆淵1041番地
 紀の川市杉原25番地

紀の川市鞆淵出張所
 竜門コミュニティセンター

に、

紀の川市粉河580番地
 紀の川市名手市場121番地3
 紀の川市後田91番地1
 紀の川市北涌489番地

粉河ふるさとセンター
 名手児童館
 王子児童館
 麻生津児童館

を

紀の川市粉河580番地

粉河ふるさとセンター

に、

紀の川市貴志川町井ノ口1517番地5

井ノ口上ノ段児童館

を

紀の川市貴志川町井ノ口1517番地5

井ノ口上ノ段地区集会所

に

改める。

正 誤

正 誤

令和7年3月25日付け和歌山県報号外公布された条例のあらまし中

ページ	誤	正
10	令和 7 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 18 条	令和 7 年 7 月 1 日から施行します。ただし、第 18 条

正 誤

令和7年3月25日付け和歌山県報号外和歌山県条例第30号中

ページ	誤	正
102	<u>新宮港以外</u> の港湾	<u>新宮港以外</u> の港湾

正 誤

令和7年3月31日付け和歌山県報号外和歌山県規則第23号中

ページ	誤	正
4	<u>新中期行財政運営プラン</u>	<u>新中期行財政経営プラン</u>

正 誤

令和7年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県人事委員会規則第7号中

ページ	誤	正
44	号級	号給

正 誤

令和7年3月31日付け和歌山県報号外（4）和歌山県人事委員会規則第23号中

ページ	誤	正
115	<u>低い割合と</u>	<u>低い割合と</u>

正 誤

令和7年3月31日付け和歌山県報号外（6）和歌山県規則第28号中

ページ	誤	正
2	<u>行為とする。</u>	<u>行為とする。</u>
8	一時堆積積事業許可	一時堆積事業許可

8	一時堆積事業を行う期間	一時堆積事業を行う期間
---	-------------	-------------

正 誤

令和7年3月31日付け和歌山県報号外（7）和歌山県規則第35号中

ページ	誤	正
5	和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（昭和35年和歌山県規則第32号）	和歌山県立自然公園条例施行規則（昭和35年和歌山県規則第32号）